◎副議長(米田昭夫君)　大桑初枝君。

◎大桑初枝君　早速質問に入らせていただきます。まず住民の暮らしと地域の医療・福祉に関連してです。

地域で「年金3万円では生活ができん、今から自転車で仕事しに行くんや」と言う元気な80歳近い高齢の方がいらっしゃいます。特養ホーム事務長からも「先日77歳の方が、自分は元気だから、何か仕事ないかと問い合わせがありました」との話も伺いました。私たちが実施したアンケートでも66％の方が「暮らしが以前に比べて苦しくなった」と答え、その1番の原因に消費税の増税、2番目が年金の削減でした。そして力を入れてほしい施策はというと、まず税負担の軽減であり、次に医療費助成と高齢者福祉の充実でした。

高齢化が進むなか、地域に住む住民にとって、医療機関の存在は欠かすことができません。毎年自治体へのキャラバンを実施している県社会保障推進協議会によりますと、能登地域では特に医師・看護師不足が深刻で、町長の仕事の一つが医師対策との自治体もあります。A公立病院では、医師の数は“そこそこ”いるが、常勤医でないため、患者になじみがなく、入院率が低下している原因となっている、又、B病院では医師不足のため、勤務医に過重の負担がかかっている、などです。

そこでお聞きします。能登地域での医師対策とりわけ常勤医確保への対策はどうなっているかお聞きします。

看護師問題も「7対１看護」が大型病院中心に強まり、逆に確保できずあきらめる病院も出ているとききます。県の医療労働者の組合のアンケート調査では、「慢性疲労」が６３％、異常出産は一般の倍の40％、そしてやめたいと思うと答えた人70％など現場の大変な実態が報告されています。

現在の看護師めぐる環境をどう認識していますか。同時に不足がちと言われる能登地域対策をどう考えられますか。現在進行中の第7次需給見通しは来年27年度に終了します。つぎの新しい見通し計画の関係で、県としてどんな点での改善を検討されていますか、それぞれお聞かせください。

次に住民の交通の確保です。

私の住む金沢市西部の地域で開業医が廃業となり、遠くの済生会病院など、離れた地域まで通院しなければなりません。病院までの公共交通がないため、悲鳴があがっています。金沢市内中心部を含め、公共交通の不便さによる買い物難民が増加、バスなど公共交通の充実を求める声は、もはや市町まかせにできない段階にきていると考えます。県として積極的なイニシアチブを求める立場から質問します。

全国でも、自治体が住民の交通を保障するため、地元の公共交通事業者の協力を得て、公共交通の整備や改善をおこなっています。公共交通は、「まちづくりの土台」であり、公共交通整備への投資は、各施策の産業や福祉事業・医療・観光等施策の効果も相乗的に発揮されるという認識はありますか、所見を伺います。

加賀市では、2011年3月に制定された「加賀市地域交通基本条例」を軸に住民参加で協議会を開催。来年度から、バス路線新設、路線延伸、乗り合いタクシーなどの市内全域への拡大を予算化したと聞きました。こうした事例を県内の自治体に、積極的な普及を行ったり、県単独の支援事業を充実して財政支援を行ったりするなど、県施策の充実を求めます。見解をお聞かせ下さい。

次に地域経済と中小企業の役割についてです。

県は、雇用確保はもちろん、経済波及効果や税収面の貢献も大きいとして、毎年、大手・有力企業の誘致に多額の県税を投入してきました。恐らく100社以上の誘致があると予想しますが、まず、これまでの誘致企業数と雇用人数及び撤退数をお聞きします。

さらに県内全事業所の製品出荷額のうち、誘致企業が占める割合をお示しください。そしてこれについての県の認識をお聞かせください。

5人くらいでやっておられる小規模業者の一番の悩みは、仕事の注文があっても始める手持ちの現金がないことだと率直にお話になっていました。県内の8割9割を占める中小企業、特に10人未満の企業と300人以上の企業の事業数と従業員数のこの10年程度の推移を教えて下さい、またその事実にどんな認識をお持ちですか。

深刻な事例の一つにクリーニング業があります。昨年12月の一般質問で紹介しました。個人で開業している業者は半減し、夫婦で経営は厳しいとおっしっておられました。今回の予算で小規模企業支援など予算が計上されていますが、小規模企業支援へ技術・経営などのどんな支援をお考えですか。所見を伺います。

地元の業者が元気になれば、地域経済も活発になります。県内でも津幡町などで実施された住宅リフォーム助成制度は、用途を限定しない、手続きの簡素化もあり、しかも地元業者に還元されることで大変好評でした。担当した役場でも町内にこんなに業者がいたのかと再認識するきっかけになったとお聞きしました。全国でも市町は勿論、いくつかの県でも実施されています。経済波及効果抜群のこのリフォーム制度ができれば、市町への大きな援助となります。

この制度は小規模企業支援の具体化のひとつにもなるので、住宅リフォーム助成制度の制定を要望します。所見を伺います。また、下請け業者への単価切り下げを防ぐためにも、まず公共発注から実施すべきと考えます。公契約条例の制定についても、所見をうかがいます。県内経済を発展させる上で、大企業や誘致企業が雇用、波及効果、そして財政面でもふさわしい役割を発揮してもらうよう行政からも強く要望することが必要です。同時に、地域で頑張っている地元中小企業が利益を上げ、税金納めて県税の増収にも繋がるよう、支援を強めるよう求めます。

今回の補正と当初予算で、自由度の高い交付金が計上されています。海外誘客に、新幹線や飛行機、そして豪華客船ご利用の方に、石川の名品をＰＲなど、多彩なおもてなし交付金が計上されていますが、活用の一つに、低所得者むけの福祉灯油の助成も是非計上すべきだと思います。見解を伺います。

更に、学生のＵターンと県内就職支援が盛り込まれています。かほく市では県立看護大の学生向けに、年6万円の家賃補助制度があり、加賀市では、新年度予算に、移住し新築する場合に150万の補助が計上されました。こうした市町の努力を後押しし、若者学生支援の施策の充実を希望します。

次に介護保険についてです。

佐藤県議の質問でも紹介しましたように、今回の介護報酬引き下げは深刻です。事業者の方は、一言でいえば、対策がないとおっしゃっています。私がお聞きした特別養護老人ホームの入居者は2つの施設で162人、要介護4以上が60％以上、これを190人の職員で対応うち看護師や事務など除く介護職は130人です。試算すると月300万、年で3700万円の減収となるといいます。増収になる一つに介護度4以上の重度者を75％にすると、月10万の増収になるといいます。6割でも大変なのにそれ以上の重度は更に職員増をしないと無理だという話です。要支援1や2の人たちへのサービス単価は下げられ、どんな小さな事業所でも15万、20万の減収になるとお聞きしました。私たちのような団塊世代がやがてお世話になる2025年にむけて、介護人材の養成はいよいよ重要になっています。私がお聞きした事業所所長の言葉が印象に残りました。「介護は、それぞれの人生を歩んでこられた人との対応であり、全人格を通じた対応で、能力を含め専門研修が必要であり、半年程度の研修で対応できるほど甘い職種ではない」ということでした。

今回の報酬引き下げは国のやることだからと放置することはできません。県としても智恵をだし、財政支援も含めた対策が必要と考えます。今回、事業所へのアンケート調査では、「職員を基準超えて加配している事業所への加算評価を県の独自事業でやってほしい」「人材確保が第一、是非能登地区への援助を特に希望する」などの要望も出ていました。この要望に応えた誠意ある対応が求められます。県としても全事業所の実態調査をして対策をするよう強く要望します。

県でも今後の2025年にむけて人材養成の必要性が示されました。今後の人材確保の計画と、需給見通しが必要になると考えますが、あればお示しください。

介護職員の初任給は、県内でも高卒で13万-14万円台、短大卒でも15-16万円台（能登は14万）と看護師の7割程度、他業種事務職より低いのが現実です。介護職給料の改善こそ国が果たすべきです。

12月の予算委員会で佐藤議員の人材養成の質問に、「関係者による協議会の設置をし、介護人材の確保と基本計画の下、必要な施策を講ずる」との答弁がありました。検討され講じられた施策の内容をお示し下さい。

年金13万円台の方の介護保険料は6千円近くで、この方にもこの4月から保険料が容赦なく上がります。わが党の井上美代参議院議員の20０2年の質問に厚労省が保険料の減免について、自治体の主体性を尊重するとして、「介護保険への一般会計からの繰入は可能」との答弁を致しました。高すぎる介護保険料負担の軽減に、踏み出す考えはありませんか。答弁を求めます。

次に子育て支援についてです

若者の安定した雇用の確保、住居などの支援、結婚、出産、子育てまで総合的な、若者定住策の充実は、本県地域再生の戦略的課題であることはいうまでもありません。その意味で、今回の子どもの医療費窓口負担ゼロへの踏み出しなど施策決定をうれしく受け止めました。更なる充実めざし幾つか質問します。「子ども・子育て支援新制度」実施と、認定こども園発足にともない、保育関係者から従来の保育の質が保たれるかなど心配の声が絶えません。保育の質の確保についてあらためて、県の認識を問います。

県内保育所の2割にあたる76ケ所が認定こども園に移行と聞いています。移行予定の保育所では、保育士免許持っている人に、園からそろそろ幼稚園教諭免許も取ってほしいと言われ、資格取得には10日ぐらい、8万円の自己負担になります。臨時職員にとって時間もさることながらこの負担は大変。なんらかの補助を検討してはいかがですか、見解を求めます。

今回の予算措置で、3才未満の在宅育児家庭の通園支援を盛り込まれました。これ自体は歓迎すべきですが、当然受け入れの保育士負担がふえます。それこそ専任保育士の配置が必要です。予算的な措置も含めて対応の内容をお聞かせください。

次に放課後児童健全育成事業についてです。

学童保育の利用数は年々増加し、母親が働く低学年児童は全体の6割、保育所卒園したこどもの76％が学童保育に入所しています。金沢でも申し込みの時点で一杯だと断られる事情もあり、潜在的待機児童が増えていると聞きました。又、施設整備の整っている学童保育はまだまだ少なく、金沢で民家利用が27ケ所もあります。もちろん耐震もなく不便な所で我慢していて、不安を抱える保護者が多くいます。加えて指導員の働く環境は劣悪で、成り手もなく、求人しても応募がなく、年収200万円以下の低賃金で、しかも経験給が加算されていない現実があります。こんな中、折角の県主催の研修会にも職員が参加できなく、指導員の待遇改善は現場の切実な声です。国では指導員の2人目加算の拡充が検討されているようですが、これが現実のものになった場合、これまでの県補助がどうなるのか、常勤複数配置ができるよう加算措置の継続をすべきと考えますが、見解を伺います。

私は、子育てをしながら、37年間幼稚園に勤務し、職場の同僚、そして家族の援助の中で、子どもたちの成長に真正面から取り組んできました。女性の活躍が叫ばれる今日、何よりも女性が困難な中で働き続けるためにも、職場の労働条件や環境作りが必要だと痛感します。その立場から、医療・介護・福祉・業者の分野について質問させていただきました。

最後に、新たな県民サービスカットというベき「行政経営プログラム」についてお聞きします。

名前のとおり、経営的発想を県政運営に持ち込むものであり、育英資金貸付返還金の未収回収業務を来年27年度から民間委託にするなど、見過ごせないものが多数含まれています。

また、マイナンバー制度を活用した行政手続きの簡素化といいますが、徴収強化や個人情報の漏えいに繋がりかねません。個人情報の漏えいをどう防ぐのか、プライバシーを侵害する徴収強化に繋がらない対策をどうとられるつもりか、又そもそも運用の中止を求めるべきだと思いますが、見解を伺います。

以上、知事、並びに担当部局長の答弁求め、質問をおわります。

◎副誰長(米田昭夫君)　谷本知事。

◎知事(谷本正憲君)　大桑議員の一般質間にお答えいたします。

能登地域での医師の確保対策についての御質問がございました。能登地域における医師の確保につきましては、平成22年度から地域医療再生基金を活用しまして金沢大学、金沢医科大学に設置をしました6つの寄附講座などを通じて能登北部地域の公立病院を中心に昨年度で申し上げれば、13名の常勤医が両大学より派遣され診療に当たっているわけであります。寄附講座が終了した今年度以降も両大学の協力により引き続き常勤医が派遣されるとともに、平成29年度以降は金沢大学の特別枠で養成された医師が地域で診療に従事することに相なるわけであります。こうしたことから、特に今後はこの特別枠で養成された医師をいかに適切に能登北部地域などの病院に配置していくかということが大変重要になってくるわけであります。地域の医療ニーズなどについて、地元公立病院ともより相談をする中で、金大病院とも十分に協議をし、特別枠の医師がその責務を果たしていけるように、県としてもしっかり取り組んでまいりたい、こういう考えでございます。

◎副議長(米田昭夫君)　黒野総務部長。

◎総務部長(黒野宣一之君)　私からはまず公契約条例について、でございますが、県の各 種の事業に係る契約については国土交通省が定めた労務単価等により適切に積算し発注してきているところでございます。

また、公共事業では下請業者へのシワ寄せを招かないよう元請業者に対しまして合理的な請負価格での契約締結を指導しているところでございます。

なお、労働者の賃金等の労働条件につきましては公共調達に従事されるか、されないかに関わらず、全ての労働者の権利保護の観点から既に労働基準法との関係法令によりまして最低賃金等の労働基準の確保が図られているところでありまして、 個々の労働条件につきましてはこれらの労働関係法令の範囲内において労使間で自主的に決められることが基本となっております。

公契約条例の制定につきましては、制定している地方自治体が全国で14団体とその効果や課題等の検証を行うには少ない状況にあり、現時点においては難しいと考えておりますが、引き続き制定の事例など全国的な状況についてしっかりと見極めてまいりたいと考えております。

次に、マイナンバー制度の運用についてでございますが、県ではこれまでも個人情報の適正な取り扱いに努めており、委託業者に対しても仕様書等により守秘義務 や目的外利用の禁止など県と同様の厳格な個人情報の取り扱いを義務づけているところでありますマイナンバー制度の導入に当たっては国においてマイナンバーを含む個人情報の適正な取り扱いを確保するために特定個人情報保護委員会を設置し、昨年末に特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインを公表したところであり、県としてはこのガイドラインに基づきまして行政手続の申請者からマイナンバーの提供を受ける際には写真つきの公的な身分証明書等日本人確認を行うこと、マイナンバーを利用する職員は法令により認められた事務の担当職員に限定されるとともに、その事務に係る情報にしかアクセスできないようシステムによる制限を設け利用記録を残すこと、通信中の漏えいを防ぐため専用回線を用いて情報を暗号化することなど適切な措置を講じることとしております。さらに本制度におきましては個人情報の不正な取得や提供について従来よりも罰則が強化されております。

なお、税の徴収事務におきましてもマイナンバーの利用により同一人の情報であることの確認をより迅速かつ正確に行うことが可能となるものでありますが、その取り扱いに当たりましては先ほど申し上げました措置や罰則が他の事務と同様に講じられるものでございます。

県としては · 法に定められている地方公共団体の責務を果たすため安全対策に万全を期し、マイナンバー制度を適切に運用してまいりたいと考えております。

◎副議長(米田昭夫君)　藤崎企画振興部長。

◎企画振興部長(藤崎雄二郎君)　公共交通についてお答えいたします。

地域住民の生活に必要な公共交通を維持確保することは非常に重要な課題であると考えておりまして、県としてもこれまで積極的に取り組んできているところでございます。具体的には、赤字のバス路線に対しましては複数市町にわたる広域路線は国と協調し、また単一市町内の路線で国庫補助対象外の場合は県単独事業といたしまして市町と連携して路線維持のための欠損補助を行っているほか、車両購入や利用促進の取り組みに対して補助するなど多様な支援を行ってきているところでございます。鉄道におきましても、のと鉄道には地元市町と連携し路線維持に必要な経費を支援しているほか、北陸鉄道石川線、浅野川線にも輸送の安全確保のための設備投資について国や市町と協調して支援を行っているところでございます。いずれの場合も公共交通の維持確保のため必要に応じて予算を増額確保し支援してきたところでございまして、例えば赤字バス路線への支援につきましては平成23年度には1億9,900万円であったところ、平成27年度当初予算案では2億4,900万円の計上となっているところでございます。

また、県内では現在18市町が地域交通に関する協議会を設置しており、それぞれの地域の事情に応じた公共交通のあり方について検討しコミュニティバスの運行などを行っているところでございます。県はこれらの協議会全てに参加し、各市町の取り組みを把握するとともに必要に応じて助言を行っているところでございます。

今後とも国や市町、交通事業者等と連携しながら必要な支援をしっかりと行ってまいりたいと考えております。

◎副議長(米田昭夫君)　北川健康福祉部長。

◎健康福祉部長(北川龍郎君)　数点お答えをいたします。

まず、看護師に関してでございます。お尋ねの看護師をめぐる環境につきましては、医療の高度化、専門家に対応した看護体制の充実や高齢化に伴って増大をしている在宅医療や福祉分野でのニーズの対応など、看護師の業務は増大をしていると考えております。

このため、県におきましてはこれまで新卒看護師の確保のための修学資金制度を設けますとともに、いわゆる潜在看護師の再就業支援などの看護師確保対策に取り組む一方、認定看護師の育成支援など資質の向上にも取り組んできたところでございます。

また、看護師の勤務環境の改善につきましては県看護協会と連携をして二交代制勤務や短時間勤務などの多様な勤務形態を導入するモデル病院に対して支援を行ってきたところでございます。

能登地域の看護師確最につきましてもこうした対応を図ってきたところでございますけれども、特に能登北部地域では比較的年齢の、高い看護師が多い反面、新卒看護師の確保が困難であったことから平成19年度から看護師修学資金に能登北部枠を新設しまして、平成22年度にはその貸付枠を10人から20人に拡大をしております。こうした結果、今年度までに54人が能登北部地域の公立病院に就業しまして、現在貸付中の62人と合わせまして平成30年度までに116人の就業が見込まれております。来年度以降もこの制度の継続によりまして能登北部地域での看護師確保に一層の成果を上げていきたいと考えております。

なお、現行の看護職員需給見通しにつきましては平成23年から27年までのものとなっておりますけれども、次期の次の需給見通しにつきまして国は平成30年からの医療計画との計画期間の整合性を図るということで、県といたしましては、今後国から示される策定方針などを踏まえまして、適切に対応していきたいと考えております。

次に、いわゆる福祉灯油についてでございます。低所得世帯への灯油購入費の助成につきましては、平成19年度と平成20年度に当時原油価格が短期間で急激に高騰して国が緊急対策として特別交付税措置を講じたことを受けまして各市町において実施をしていたところでございます。それ以降は現在もそうした対応を検討している市町はないと聞いておりますけれども、低所得世帯への灯油購入費の助成につきましては、一義的にはこれまでと同様、住民に身近な市や町において地域の実情に応じて検討していただくことが基本ではないかと考えております。

次に、介護人材の確保、養成についてでございます。介護・福祉人材の確保、養成につきましては団塊の世代が後期高齢者となります2025年を見据えまして、 量の確保と質の向上の両面から取り組んでいく必要があると考えておりまして、今年度末までにそのための基本計画を策定することとしております。介護人材の見通しといたしましては国が示した試算方法をもとに推計しましたところ、平成24 年では県内の介護職員約1万6千人おいでますけれども、2025年の必要数は約2万3千人となりして、今後その確保に向けまして業界関係者と行政が一丸となって取り組んでいくこととしております。その具体的な取り組みといたしましては、まず量の確保につきましては合同就職面談会の開催などによりまして新規学卒者の確保や他分野からの就業を促進するとしておりますが、新年度から新たに潜在介護人材の登録制度を創設しまして、登録者に継続的に情報を提供しますとともに事前に職場体験を実施するほか、専門職員によるきめ細かいマッチングによりましてできるだけ多くの就業に繋げていきたいど考えております。

さらに質の向上につきましては介護職員向けのさまざまな研修を実施することはもとより、新たな取り組みといたしまして介護に関する知識や技能を競い合うコンテストを開催しますとともに、その成績優秀者を小規模な介護事業所に派遣をしまして介護技術のレベルアップを図っていくこととしております。

次に、介護保険料の負担の軽減についてでございます。介護保険制度につきましては、介護サービスを社会全体で支えていくために保険料と公費で賄っていくという制度として設定をされております。保険料につきましてはこれまでも所得の少ない方には軽減が図られるなど、所得の段階に応じた保険料が設定されているところでございますけれども、さらに今回の介護保険制度の改正によりまして平成27年度以降、消費税の増収分を財源として公費による低所得者の保険料の軽減が強化されることから、県として独自の減免制度を設けることは考えていないということでございます。

次に、子育て支援でございます。新制度に関しての保育の質の確保についての御質問でございます。本県の保育所普及率は全国トップクラスでございまして、保育サービスは量的には充足されているものと考えております。また、保育サービスの質の向上にも積極的に取り組んできておりまして、延長保育や休日保育など県独自の助成制度を国に先駆けて創設したほか、保育所の普及率が高いという、本県の特色を生かしまして専業主婦家庭を含む全ての子育て家庭の育児不安の解消に繋げるため、先駆的事業としてマイ保育園登録事業を実施してきたところでございます。

このように、本県におきましては、質の高い保育が提供されてきたと考えておりますけれども、本年4月から子ども子育て支援新制度のスタートを機にさらに保育の質の向上を図られますように関係者とも連携をして、県としてもしっかり対応していきたいと考えております。

次に、認定こども園の関係ですが、保育士が幼稚園教論の免許を取得する際の経費の補助をという御質問でございます。本年4月からスタートします新制度における幼保連携型認定こども園に勤務する職員は保育教論ということで位置づけられまして、幼稚園教諭免許と保育上資格の双方を有することが原則とされております。

このため県では、保育士が幼稚園教諭免許を取得するために必要な単位を県内の大学で取得できるようにということで大学側に働きかけをしてまいりましたけれども、来年度から3大学1短大で講座が開講されることになっております。また、受講する場合の経費につきましては、国の補助制度を活用しまして受講料の2分の1を、1人10万円を限度に補助しますとともに、受講する期間中の代替職員の人件費に対する補助も行うこととしております。

次に、在宅育児家庭の通園保育を実施する場合の専任保育士の配置とそれに関した予算措置についてでございます。在宅育児家庭通園保育モデル事業につきましては、国の子ども・子育て支援新制度が4月からスタートしますけれども、依然して在宅育児家庭の3歳未満、の子供につきましては保育所等の保育サービスの対象とならず、制度上エアポケットのままとなることから、全国で初めてこうした子供に 定期的な通園を促し、在園児童とー緒に保育サービスを受けてもらうモデル事業に取り組むことと、したものでございます。この事業を実施する場合も保育士の配置につきましては通常の保育と同じ基準を適用することとしておりまして、新たに配置する保育士の人件費につきましては定額を補助することとしております。

最後に、国が検討している放課後児童クラブの指導員二人目の加算の拡充に関しての県の対応についてでございます。御指摘のとおり国から、本年2月に放課後児 童クラブの運営費国庫補助について、来年度から施行される子ども、子育て支援新 制度に対応するために職員配置に係る補助基準額等が拡充されるということでお聞きをしております。その詳細につきましては国の平成27年度予算成立後に示されるというふうに聞いておりまして、県といたしましては現在行っております県単独事業について今後国から示される内容を踏まえて族討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

◎副議長(米駄田昭夫君)　田中商工労働部長。

◎商工労働部長(田中新太郎君)　初めに、これまでの企業誘致の実績等について御質 問がございました。県では昨年度までに143社の県外企業を誘致しており、そのうち撤退、倒産したのは約26社となっております。誘致企業による雇用人数は平成26年3月末時点において約1万5千人となっております。また、誘致企業による平成25年度の製造品出荷額は約8千億円で、これは県全体の約33％を占めているところでございます。このように企業誘致は雇用機会の拡大、県内企業への発注、産業の高度化など直接的、間接的な地域経済への波及効果が極めて大 きいものと考えております。

次に、従業員10人未満の企業と300人以上の企業の事業所数、従業員数の過去10年間の推移などについて御質問がございました。国の調査は平成18年度までは5年間隔で、以降3年間隔でまとめられておりまして、このため平成13年から直近の平成24年までの11年間で比較させていただきますが、10人未満の民営の事業所数は約5万8,100から約4万9,700へと14.4％、約8,400減少し、そ の従業員数は約18万1,700人から約15万7,700へと13.2％、約2万4,000人減少しております。

一方で、300人以上の事業所数は77から92へと、19.5%、15増加し、従業員数は約3万8,300人から約5万4,600人へと42.4％、約1万6,300人増加しているところであります。これを全国ベースと比較いたしますと、従業員10人未満の事業所数及びその従業員数は全国とほぼ同様の減少率となっている方、従業員300人以上の事業所数及びその従業員数については全国ベースでは微増となっているところ、本県はどちらも大幅な増加となっており、地場企業の成長及び誘致企業が雇用の大きな受け皿となっている状況にあります。

なお、中小企業白書によれば小規模な事業者は中小企業の中でも人口減少、少子高齢化など経済・社会構造の変化の影響を受けやすく、減少幅が大きいと分析されているところでありまして、中でも10人未満の企業の割合が多い卸売・小売業の減少が一番大きい状況となっているところでございます。

次に、小規模企業、に対する支援について御質問がございました。小規模企業に対する支援につきましてはこれまでも活性化ファンドによる新商品・新技術開発から販路開拓までの支援や企業ドックによる中小企業の経営力強化へ向けた専門家の派遣など各種施策を講じてきておりますが、さらに今般、小規模企業を含めた中小企業の振興に関する新たな条例を制定するとともに小規模企業の振興に向けた施策を強化することとさせていただいているところでありまして、具体的には小規模企業に対する経営指導を強化するため、商工会、商工会議所の経営指導員を対象とした 実践的な研修を実施し、そのスキルアップを図るとともに、経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継を図るため経営者に対する啓発、相談体制を強化することといたしましたほか、小規模企業であっても参入が容易な成長市場でありますインターネット市場への参入を促進するための一貫した支援などを行うこととしているところでございます。

以上でございます。

◎副議長(米田昭夫君)　常田土木部長。

◎土木部長(常田功二君)　工事内容を限定しない住宅リフオーム助成制度について御 質問がございました。

県では、耐震、バリアフリー、省エネや県産材活用など県民成安全で安心して暮らせる住環境の確保や地求環境負荷の軽減のため、住宅リフォームの助成制度を設け支援を行ってきております。工事内容を限定しない住宅リフォームの助成制度は住宅施策の目指す良質な住宅ストックの蓄積に繋がらないということから、現在のところ考えてはおりません。引き続き施策目的に沿った現行の助成制度の普及に、一層努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。